

税務ポイント

〔会社の税務よろず相談室¹⁴²〕源泉所得税関係

年末調整に影響する税制改正とは？

Q 令和元年度の年末調整作業を終えたばかりですが、令和2年1月から源泉所得税の改正が行われ令和2年度の年末調整において一部手続に影響が出ると聞きました。具体的な内容を教えてください。

A 「平成30年度税制改正大綱」により、令和2年1月

から施行される改正点のうち、年末調整に影響するものとして以下の4点が上げられます。年末調整業務が例年以上に複雑になる可能性もあるため、今から変更点についてしっかり理解しておきましょう。

1. 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

2. 基礎控除の見直し

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、

合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。

改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

3. 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万

円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

4. 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げられました。

- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下（現行：85万円以下）に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられました。

- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（現行：65万円）に引き下げられました。
（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃
グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

松本法人会
部会紹介
シリーズ

第33回

行ってきました! 今町・六九部会

時代とともに、その姿をかえて

今町・六九部会は松本市大手1～3丁目のエリアで、旧町名では西堀・土井尻・大名町までを含みます。江戸時代までは城内三の丸とその周辺で、明治維新以後民間の開発が始まりました。大名町は松本の中心部のため、当時新たに設けられた公共機関や銀行、保険会社、病院などの文明開化期の新業種が立ち並び官庁街として、土井尻・西堀は映画館や飲食店を中心とした歓楽街として発展してきました。六九では移転前の井上百貨店を中心とした商店街にアーケードがかけられ、終日歩行者天国だった通りには買い物客であふれた時期もありました。

その後松本の観光地としての評価が高まるにつれ、お土産物を商う店舗や大型の駐車場も整備されるようになりましたが、その松本城大手門駐車場北棟は現在

解体され、市立博物館の建設予定地として発掘調査中です。2023年秋には松本の文化の中核施設として開館する予定で、多くの市民や観光客の学びの場として期待されています。

今町・六九部会

該当エリア：松本市大手1、2、3丁目地区

会員数：85社

部会長：大宮 康彦 氏（株田立屋）

部会長より：今月号でも取り上げましたイルミネーションが地域の冬の風物詩となっていますが、2月にはお城で氷彫フェスティバルも開催されます。寒い季節ですが是非足をお運びください。

ご協力ありがとうございました!

令和元年度

“松本法人会 やまびこ運動”

結果報告

ご紹介
255件

ご入会
71社

5月から取り組みを続けてまいりました“松本法人会 やまびこ運動”。この取り組みは会員企業の皆様に、お取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に、当会へのご入会をお勧めする取り組みです。今年も本会・部会役員、福利厚生制度担当各社、地元金融機関、そして会員企業の皆様にご協力をいただいた結果、ご紹介件数は過去最多となる255件となり、その中から71社にご入会いただくことが出来ました。ご協力に厚く御礼申し上げます。

(12月24日集計時点)

なお、本年度の会員増強運動につきましても、昨年に引き続き各部会には「加入数目標」と共に、やまびこ運動推進のための『紹介件数目標』を設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、おかげさまで過去最多となる10の部会が目標を見事達成されました。ご協力誠にありがとうございました。紹介目標を達成していただいたのは次の部会です。

今町・六九部会（目標8件に対し9件）

中央部会（目標8件に対し8件）

本庄部会（目標8件に対し11件）

城東部会（目標8件に対し13件）

本郷部会（目標8件に対し11件）

南西部会（目標11件に対し12件）

塩尻部会（目標54件に対し63件）

波田部会（目標13件に対し14件）

安曇部会（目標5件に対し5件）

上高地・白骨温泉旅館部会（目標5件に対し6件）